

令和3年4月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和3年4月28日（水）午後1時30分から午後4時24分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 20人

1番	青木 秀夫	2番	中條 幸雄
3番	竹島 敏博	4番	百瀬 道雄
5番	中川 敦	7番	小林 弘也
8番	河西 穂高	9番	丸山 茂実
11番	窪田 英明	13番	田中 悦郎
15番	長谷川直史	16番	河野 徹
17番	濱 博	18番	前田 隆之
19番	橋本 実嗣	21番	波多腰哲郎
22番	三村 晴夫	23番	塩野崎道子
24番	二村 喜子	25番	上條信太郎

(2) 推進委員 12人

推1番	大月 國晴	推2番	朝倉 啓雄
推3番	大澤 好市	推5番	太田 辰男
推9番	田中 武彦	推10番	中平 茂
推11番	上條 一利	推12番	堀内 俊男
推13番	上條 信	推15番	波田野裕男
推16番	波場 秀樹	推18番	中澤 一海

4 欠席委員

(1) 農業委員 5名

6番	金子 文彦	10番	岩垂 治
12番	塩原 忠	14番	柳澤 元吉
26番	堀口 崇		

(2) 推進委員 6名

推4番	竹内 益貴	推6番	赤羽 武史
推7番	村沢 由夫	推8番	上條 博志
推14番	丸山 寛実	推17番	森田 大樹

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積計画の決定の件……………（議案第1号～第7号）
- イ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第8号～第11号）
- ウ 農地法第4条の規定による許可申請承認の件……………（議案第12号、第13号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第14号～第23号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第24号）

(2) 報告事項

- ア 非農地照明の交付状況の件
- イ 農地法第18条第6項の規定による合意契約通知の件
- ウ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- エ 農地法第4条の規定による届出の件
- オ 農地法第5条の規定による届出の件
- カ 農地法第4条の規定による農業用施設届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

- ア 令和2年度松本市農業委員会業務報告……………（議案第25号）
- イ 令和3年度松本市農業委員会業務計画（案）……………（議案第26号）

(2) 報告事項

- ア 令和3年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制について
- イ 各種申請（届出）書類に係る押印の廃止について
- ウ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	小林 伸一
	〃	局長補佐	板花 賢治
	〃	局長補佐	川村 昌寛
	〃	主 事	保科 黄
	〃	主 事	増澤 千尋
	〃	事 務 員	加藤 悠希
	農 政 課	主 事	宇治 樹
	〃	主 事	寺沢真由紀

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 小林会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により小林会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

- 〔議事録署名委員〕 21番 波多腰哲郎 委員
- 22番 三村 晴夫 委員
- 〔書記〕板花局長補佐、川村局長補佐

13 会議の概要

議 長 それでは、次第に沿って、まず農地に関する事項から議事を進めてまいります。

別冊の総会資料をお手元にご準備いただきたいと思います。

初めに、議案第1号 農用地利用集積計画の決定の件について上程をいたします。

また、本日、新村の柳澤委員と神林の塩原委員が欠席でありますので、議案第5号及び6号につきましては併せて上程をいたしますので、お願いをいたします。

それでは、議案に掲載されている新規就農者について、まず事務局から説明をしていただきます。

増澤主事。

増澤主事

農業委員会事務局の増澤でございます。

今月の新規就農者についてご説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

別冊議案、表紙裏面をご覧ください。

今月の新規就農者は5名です。

まず、1番の〇〇〇〇さん、住所地は塩尻市、農地所在地は旧市と中山です。3筆、1,244平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定は野菜と伺っております。農業従事者は本人のみです。議案1ページ、2番に該当いたします。署名は青木農業委員と小林農業委員にいただいております。

2番、〇〇〇さんです。住所地は波田、農地所在地は新村です。1筆、1,450平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はキュウリと伺っております。農業従事者は本人のみです。出荷先は〇〇を予定されていて、販売量はキュウリ1万9,000キログラム、販売額は500万円を見込んでいらっしゃいます。新村で2年間キュウリの栽培を経験されているとのこと。通作距離は8キロで、車での移動を予定されています。今後、現状維持を予定されています。議案2ページ、23番に該当いたします。署名は波多腰農業委員と柳澤農業委員にいただいております。

3番、〇〇〇〇〇さんです。住所地は旧市、農地所在地は入山辺です。1筆、341平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はブドウと伺っています。農業従事者は本人のみの予定です。議案2ページ、42番に該当いたします。署名は青木農業委員と百瀬農業委員にいただいております。

4番、〇〇〇〇さんです。住所地、農地所在地ともに波田です。3筆、2,681平米を借入れ予定です。就農目的は出荷等を行う農業で、栽培予定はブロッコリーと伺っています。農業従事者は本人と配偶者のお二人です。出荷先は〇〇を予定されていて、販売量は約400箱、販売額は約40万円を見込んでいらっしゃいます。山形村で2年間、ネギの栽培を経験されているとのこと。通作距離は2キロ、車での移動を予定されています。今後は現状維持を予定しています。議案4ページ、100番に該当いたします。署名は波多腰農業委員と森田推進委員にいただいております。

5番、〇〇〇〇さん、住所地は寿、農地所在地は島内です。1筆、1,5

00平米を借入れ予定です。就農目的は自家消費を中心とした農業で、栽培予定はネギ、キャベツ、ハクサイと伺っています。農業従事者は本人とお母様のお二人です。議案5ページ、1番に該当いたします。署名は河野農業委員にいただいています。

今月の新規就農者の紹介は以上になります。

議長

ありがとうございました。

ただいまの新規就農者の説明に対しまして、地元委員から補足説明をお願いいたします。

初めに、1と3を青木委員さん、お願いします。

青木農業委員

1番の〇〇〇〇さんでございますが、中山の開成中学から中山へ上がっていくところに〇〇〇〇〇〇〇という病院、ご存じの方いるかもしれません。そこに和泉川という川があって、橋があって、その手前の左側のところの一角なんですけれども、実は私もちょっと迷ったんですが、あそこ、地籍が神田と中山と分かれているところでして、実は3筆あるんですけれども、神田のほうの地籍もお隣の中山のほうも一緒のところ、全体的に非常にきれいに管理されておりますが、実はこの方、〇〇〇〇さんは、実家が下和泉で、すぐ圃場の近くで、お父さんがやっていたんですが、お父さんが自宅の前のところの田んぼだけやって、こちらのほうの畑をこの娘さんのほうでお借りをして、新規就農するというごことばでございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、3番の〇〇〇〇さんなんですが、実は山辺のところブドウのお手伝いをしていたんですけれども、どういうわけか自分でも自家用で作ってみたいということで、農協のほうにお願いをしておりましたら、ちょうど手頃なところが出まして、ワイナリーのところからずっと山のほうに、うつくしのほうに上がっていくところなんです、その左側のところでブドウ畑をお借りをして、自家用消費を中心にして取り組みたいということでございます。よろしくお祈りします。

議長

ありがとうございます。

それで、次は2番と4番を波多腰委員さん、お願いします。

波多腰農業委員

2番の〇〇さんですが、キュウリの栽培ということで始めるそうです。お話ししたんですけれども、すごくやる気のあったと感じて、私はいいなと思いました。

それで、次、4番の〇〇さんですが、彼女は旦那さんと、それからおじいさんも、おじいさんというか、お父さん、義理のお父さんですが、と3人でやるようなんですが、畑を探していて、少し声もかけて探してあげたんですけれども、自分で探す当てがあったので、そのほうでやるということで、頼もしく思いました。

以上です。

議長 続いて、5番は河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 ○○さんの案件ですが、○○さん自身は今、寿のほうにお住まいですが、今回新規就農する場所は、島内のちょうど平瀬川東という場所で、JR線のカスケの別れたところだと、奥さん、家族と別れたところだという碑が建っているんですが、その脇のところに1反5畝くらいあるわけですが、たまたまお父さんはシモダというところで、ちょっと北へ行った、○○○○の北のほうになります。お父さんが病弱で、奥さんといいますが、おばあちゃんを中心になってやっておりますが、やり切れないので、息子さん、○○さんに一緒に農業のほうを、農業というか、自家消費ですので、特別出荷するわけじゃないんですが、農地の管理をやってもらうという計画です。そんなことで、場所的には問題はないかなというふうに思っています。ちょうど19号線のシマダと平瀬川東の中間点をJRのほうへ上ったところの農地を借りたのを耕すという予定になっております。

以上です。

議長 ありがとうございます。
続きまして、農政課から3つの議案を一括で説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） いつも大変お世話になっております。農政課の宇治でございます。本年度もよろしく願いいたします。
今年度より羽入田から担当が替わりましたので、ご挨拶をさせていただきます。

寺沢（農政課） 今年度から担当になりました寺沢と申します。来月から担当させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宇治（農政課） それでは、着座にて説明させていただきます。
今回特記事項はございませんので、議案の説明に入ります。
別冊資料の議案1ページをご覧ください。
5 - (1) - ア、農用地利用集積計画の決定の件、議案第1号になります。
合計欄のみ読み上げますので、31ページをご覧ください。
一般、筆数162筆、貸付け98人、借入れ76人、面積26万3,540平米。
経営移譲、筆数3筆、貸付け2人、借入れ2人、面積1,965平米。
所有権の移転、筆数7筆、貸付け3人、借入れ4人、面積1万2,023平米。
第18条2項6号関係、筆数14筆、貸付け11人、借入れ4人、面積2万8,541平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構集積関係）、筆数359筆、貸付け

198人、借入れ1人、面積52万9,087.17平米。

農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数336筆、貸付け1人、借入れ91人、面積47万8,573.17平米。

合計、筆数881筆、貸付け313人、借入れ178人、面積131万3,729.34平米。

当月の利用権設定のうち認定農業者への集積は、筆数403筆、面積60万5,838.17平米、集積率は78.61%になります。

議案第1号は以上になります。

続きまして、議案34ページをご覧ください。

議案第5号になります。

合計欄のみ読み上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1,449平米。

認定農業者への集積は、集積率100%になります。

議案第5号は以上になります。

続きまして、議案第6号になります。

引き続き34ページをご覧ください。

合計欄のみ読み上げます。

筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,106平米。

認定農業者への集積はございません。

議案第6号は以上になります。

議長 ただいまの説明に対しまして農業委員、また推進委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
審議に関わる議案採決には、農業委員を対象としております。
議案第1号、第5号及び第6号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、ただいま審議をいたしました3議案につきましては原案のとおり決定することといたします。
続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画の決定の件につきましては、上程をいたしますが、本件は委員に関係ある案件になりますので、農業委員会法第31条の規定によりまして、三村委員には退席をお願いをいたします。

(三村農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案32ページをご覧ください。
合計欄のみ読み上げます。
一般、筆数9筆、貸付け6人、借入れ1人、面積1万85平米。
農地中間管理権の設定（一括方式機構配分関係）、筆数9筆、貸付け1人、
借入れ1人、面積1万6,969平米。
合計、筆数18筆、貸付け7人、借入れ2人、面積2万7,054平米。
認定農業者への集積は、それぞれ集積率100%となります。
議案第2号は以上となります。

議長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言
をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退席をしております三村委員の入室を許可いたします。

(三村農業委員 入室)

議長 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程
いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、農業委員会法第
31条の規定によりまして、橋本委員には退室をお願いいたします。

(橋本農業委員 退席)

議長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治（農政課） 続きまして、議案33ページをご覧ください。
議案第3号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数1筆、貸付け1人、借入れ1人、面積2,251平米。
認定農業者への集積は、集積率100%となります。

議案第3号は以上となります。

議長 　　ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願いをいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第3号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 　　全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております橋本委員の入室を許可をいたします。

(橋本農業委員 入室)

議長 　　続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画の決定の件についてを上程いたしますが、本件も委員に関する案件になりますので、31条の規定により、濱委員には退室をお願いをいたします。

(濱農業委員 退席)

議長 　　それでは、事務局から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治(農政課) 　引き続き、議案33ページをご覧ください。
議案第4号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数7筆、貸付け1人、借入れ1人、面積1万7,813平米。
認定農業者への集積は、集積率100%となります。
議案第4号は以上となります。

議長 　　ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 　　ご意見がないですので、集約をいたします。
議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆様
の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております濱委員の入室を許可をいたします。

(濱農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 7 号 農用地利用集積計画の決定の件でございますが、
を上程いたしますが、本件も委員に関する案件でありますので、農業委員
会法 3 1 条の規定により、丸山茂実委員には退室をお願いをいたします。

(丸山 (茂) 農業委員 退席)

議 長 それでは、農政課から説明をお願いいたします。
宇治主事。

宇治 (農政課) 続きまして、議案 3 5 ページをご覧ください。
議案第 7 号になります。
合計欄のみ読み上げます。
合計、筆数 5 筆、貸付け 1 人、借入れ 1 人、面積 1 万 2 , 1 7 7 平米。
認定農業者への集積は、集積率 1 0 0 % となります。
議案第 7 号は以上となります。

議 長 ただいま説明に対しまして委員の皆様から質問、意見ありましたら、お願
いをいたします。

[質問、意見なし]

議 長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第 7 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の皆さ
んの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり決定することといたします。
それでは、退室をしております丸山委員の入室を許可をいたします。

(丸山 (茂) 農業委員 入室)

議 長 続きまして、議案第 8 号から 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請
許可の件、4 件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

加藤事務員

農業委員会事務局の加藤と申します。

申し訳ありませんが、最初に資料の差し替えがございます。

7ページの議案番号24、引き続き農業経営を行っている旨の承認願の承認の件です。岡田松岡にお住まいの さんの特定貸付けについて掲載が漏れていましたので、追記したものを席上配付既にしてございます。お手数をおかけして申し訳ございませんが、差し替えをお願いします。

それでは、総会資料1ページから始めさせていただきたいと思えます。着座にて失礼いたします。

では、農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。

議案番号8号、今井 - 、台帳、現況ともに地目、畑、1,143平米を農業経営拡大のため、売買により さんへ所有権を移転するものです。

議案第9号、原 - 、台帳、現況ともに地目、畑、73平米を農地保全のため、贈与により さんへ所有権を移転するものです。なお、本申請は、農地法施行規則第17条第2項の規定により、別段面積を設定した農地になります。

あわせて、 さんは新規就農者です。住所地は本郷、就農目的は自家消費を中心とした農業、農業従事者は2人で、本人とお母様、署名は竹島農業委員です。

議案10号、波田 - 、台帳、田、現況、畑、1,138平米外1筆、合計2,624平米を農業経営規模拡大のため、売買により さんへ所有権を移転するものです。

議案11号、波田 - 、台帳、現況ともに地目、畑、2,777平米を農地の一体利用のため、贈与により さんへ所有権を移転するものです。

あわせて、 さんは新規就農者です。住所地は安曇野市三郷、就農目的は自家消費を中心とした農業、農業従事者はお一人で本人、署名は波多腰委員です。

以上4件につきましては、先ほど説明させていただきました別段面積を設定した議案第9号を除き、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

なお、参考として、2ページに新規就農者2名の資料を掲載しておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議長

それでは、初めに議案第8号について、地元委員の意見をお願いいたします。

今井でありますので、会長代理、お願いします。

田中農業委員

昨日、田中武彦さんと現地を確認してまいりました。場所は

の西側、 の南側。この さんは中心的担い手でありまして、一生懸命やっておられますし、現地、整然と管理されていまして、問題ないというふうに判断いたしました。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第 8 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。続いて、9号でございますが、原であります。竹島委員さん、お願いします。

竹島農業委員 それでは、9号についてご説明させていただきます。
原 の畑につきまして、この件の土地につきましては、先月に別段農用地ということで皆様のご承認をいただいている土地でございます。
さんは、この土地をずっと長く さんからお借りしていらして、耕作していました。父と母がやっていたということで、今回、 さんが、伊深のちょっと離れたところにありまして、この畑の駐車場がないものですから、この土地は さんの地続きで、 がございまして、その北側にこの農用地がございまして、自宅の土地続きということで、保全管理を今までやっていましたが、 さんがちょっと働いているということで、親戚同士ですので、今回贈与という形で さんにお譲りするというお話でございまして、新規就農の面談もさせていただきまして、長くお母さんとお父さんと一緒に畑を耕作していたということで、新規就農については問題ないということで、農地法第 3 条につきましても、今までの保全をずっとやっていただけるとのご理解も面談の中でお話がございまして、特段問題ないということで、よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第 9 号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆様

の挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案第10号でございますが、波田でありますので、波多腰
委員さん、お願いします。10番をお願いします。

波多腰農業委員 10番。ちょっと記憶不明なんで、これ、ちょっと、すみません、ちよっ
とこれ、私、ちょっと記憶ないんですね。

議 長 じゃ、10番と11番を続けてお願いします。

波多腰農業委員 はい、すみませんね。
じゃ、11番ですが、 さんですが、波田のほうへ土地を贈与で受けま
して、 から に抜けるその割と近くなんですけれど
も、畑の中ですが、お話を伺ったんですけれども、これからやるというこ
とだったと、これからも頑張ってもらえるということによっておりました
ので、よろしくお願いします。

議 長 10番、じゃ、事務局。

川村局長補佐 農業委員会事務局、川村です。
10番につきまして補足説明させていただきます。
場所は、波田の から のほうに下って、右手側に少し入った
ところの圃場です。渡人のところに神奈川の さんという形になっ
ているんですが、もう既に神奈川在住しておりまして、この該当の二筆の
農地は近所の方にお貸しをしていたんですけれども、今回、もともとあっ
た農地の地続きで宅地もございまして、その宅地と一緒に農地を売却する
ということで、寿の 様のほうに売買するということです。
今申し上げましたとおり、宅地も 様が買う予定でして、若干リフォー
ム等も考えているようでして、リフォームの間は寿から、若干の間ですけ
れども、年内には遅くもリフォーム、秋頃までには終わるということ です
ので、それまでの間は、ちょっと距離あるんですけれども、寿から管理に
通って、その後は隣接するうちに住みますので、そこで営農をしていく
という形でお伺いしておりますので、よろしくお伺いしたいと思いを
以上です。

議 長 議案、今、11号と10号とちょっと逆さになっちゃったもんで申し訳な
いんですが、議案第10号について、ほかの委員の皆様で本件について質
問、意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第10号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたしました。
続いて、議案第11号について、ほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第11号について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり許可することと決定をいたします。
続きまして、議案第12号及び13号 農地法第4条の規定による許可申請承認の件、2件についてを上程いたします。
それでは、事務局から説明をお願いいたします。
保科主事。

保科主事 農業委員会事務局の保科です。
それでは、議案書の3ページをお願いします。
議案第12号、板場 、現況、宅地、台帳地目、田、1,162平米のうち104平米に板場にお住まいの さんが住宅敷地を拡張する計画です。申請地は既に住宅敷地として農地とは認識せずに使用していたものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、既存敷地の拡張で転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。
続きまして、議案第13号、梓川梓 - 、現況、宅地、現況、畑、93平米を住宅用地にする計画です。これは土地所有者である さんの亡きおじが農地とは認識せず住宅用地として利用しており、 さんが相続した際に農地であることが発生したものです。追認であることにつきましては、当時転用許可の手続がされていれば、集落に接続した農地であったことから転用基準を満たしており、またてんまつ書も添付されているため、やむを得ないものと考えます。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、初めに議案第12号について、地元委員の意見をお願いいたします。

四賀であります。金子委員欠席でございますので、事務局から説明をお願いいたします。

保科主事 本日欠席の金子委員のほうからお話を伺っております。
板場のところですが、本人に確認いたしまして、問題ないということで返事を受けております。
以上です。

議長 現地調査をしていただきました河野委員と、それから濱委員さんであります。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 写真のほうを見ていただきまして、いわゆる住宅の裏側ということなんです。ここに2棟の住宅があり、道路が1階上ですね。この写真で言うと、左側の上ったところに道路があるわけですが、ここは田んぼと同じラインで、低くなっているところで、実際に合併浄化槽なんかもう掘り出しているところで、設置されておるわけですが、面積的にも、あるいは他の農地に対する問題はなかろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第12号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、13番であります。梓川でありますので、波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 先日見てきまして、敷地で手前のほうにずっと垣根というか、塀ができていまして、敷地と一体になっていまして、隣の建物が さんというさんの鉄筋のビルで建たっていまして、ちょうど境界のところだったの

で、もうほかに宅地で埋まっているので、差し支えないと思います。

議 長

ありがとうございます。

現地確認をしていただきました濱委員さん、お願いします。

濱農業委員

今、地元委員さんの説明にあったとおりで、左手にでかいビルが建たっておりまして、写真の建屋の奥のほうに建屋2つありますが、そこを突き抜けて、南側の境まで農地が伸びているんですが、今さら農地に戻しても、これは利用する価値もないし、これ、現状で追認するしかしようがないかなというふうに見てまいりました。

以上です。

議 長

この件に関しましてほかの委員の皆様でご意見ありましたら、お願いします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第13号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。続きまして、議案第14号から23号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、10件についてを上程をいたします。

それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。

保科主事。

保科主事

議案書4ページをお願いします。

議案第14号、島内 - 外1筆、合計116.72平米を周囲の宅地と併せて島内にお住まいの - さんが住宅を建設する計画です。農地区分は第1種農地ではありませんが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

次に、議案第15号、島内 - 、現況、台帳ともに地目、田、479平米に - が建て売り住宅2棟を建設する計画です。農地区分は第1種農地ではありませんが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

続きまして、議案第16号、神林 - 、現況、台帳ともに畑外1筆、合計1,156平米に - が建て売り住宅7棟を建設す

る計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。

議案第17号、笹賀 - 、現況、台帳ともに地目、畑、356平米に さんが駐車場を新設する計画です。農地区分は第3種農地であり、原則許可ですので、許可相当と判断しました。また、令和3年3月3日農振除外済みです。

5ページに移りまして、議案第18号、笹賀 - 、現況、田、台帳、畑、792平米に が建て売り住宅3棟を建設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

議案第19号、中山 - 、現況、畑、台帳、田外3筆、合計1,710平米を が砂防工事の資材置場のため一時転用する計画です。農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するもののため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断いたしました。

議案第20号、里山辺 - 、現況、畑、台帳、宅地外1筆、合計563.09平米に里山辺にお住まいの さんが一般住宅を建築する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

議案第21号、中山 - 、現況、台帳地目ともに田、766平米のうち400平米に が台風19号による災害復旧工事のため一時転用する計画です。農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するものため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

議案第22号、中川 - 、現況、台帳地目ともに畑、244平米に安曇野市にお住まいの さんが一般住宅を建築する計画です。農地区分は第2種農地ではありますが、周辺の土地では計画が実行できないため、許可相当と判断しました。

ページめくっていただきまして、議案第23号、梓川梓 - 、現況、台帳地目ともに畑外1筆、合計507平米を周囲の宅地と併せて が建て売り住宅5棟を建設する計画です。農地区分は第1種農地ではありますが、周辺のほかの土地では計画が実行できなく、集落に接続しているため、不許可の例外に該当し、許可相当と判断しました。

以上、これらの案件につきましては、一般基準等の各要件を満たしていると判断しています。よろしく申し上げます。

議長 それでは、5条関係の初めに議案第14号について、地元委員の意見をお願いいたします。

島内でありますので、河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 写真のほうと見比べていただきたいと思います。この本件、さんから さんということで所有権移転ということですが、

さんは さんのお子さんでございまして、現在、この さんの家に一緒に住んでいらっしゃる。それで、写真のほうで言うと、ちょうど写真の真ん中に見える建物は農業用の倉庫でございます。母屋がこの倉庫の向こう側というか、奥にあるわけですが、たまたまこれ、面積的にちょっと少ないんですが、実はこのところ、公図が入り組んでいて、昔、サンシツで少し使ったようなことがあって、一部宅地になっていたりして、農地としては、この116.72を転用したいということでございます。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 今、河野委員さんの説明にあったとおりですが、大きい四角のぐるぐると土地があるんですが、そこら辺りが宅地になっているというところで、今説明にあった残っているところだそうです。一体利用でうちを建てるという計画だそうですので、仕方がないんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件ついて質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第14号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

議案第15号も島内であります。河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 15号ですが、土地所有者が さん、それで実際にそれを受けて建て売り住宅をここへ2棟建てる予定ですが、この方向的に、写真見れば何となく分かると思いますが、北側に塀のある住宅があり、この南側に1枚農地があるという状態で、特に周辺への影響はないし、この写真の周り全て住宅でございます。南側1筆除いて住宅でございまして、完全に集落の中ということで、問題ないかなと考えます。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 今説明にあったとおりですが、白く枠で囲ったぐるぐるが全部住宅に接するところで、写真の切れているほうに田んぼということでございます。面積的にも非常に小さいところで、耕作できないから誰か借りてと言われても、これを耕作する、借りてする人はもういないというような状況のところでございますので、これもやむを得ないかなというふうに見てまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第15号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆様の手ををお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、議案第15号については原案のとおり承認することといたします。

続きまして、16番であります。今日、塩原委員さん欠席でございますので、事務局からお願いします。

保科主事 塩原委員のほうからは、問題なしということでお話を伺っております。場所としましては、近くに がある農地となっております。500メートル圏内に と があるというふうな土地となっております。問題ないというふうなことでお話を伺っております。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 写真見ていただいて、奥のほうの真ん中のところに の奥の駐車場に接するところです。あとは右も左もぐるぐる住宅で、道路が両側に走っておりまして、非常に農地として耕作するには何とも言えないところがございます。こういう開発も仕方がないのかなというふうな考えます。

以上です。

議長 この件に対しましてほかの委員の皆様で質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第16号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたしました。
続いて、17番であります。笹賀ですが、委員さん欠席でございますので、これも事務局で説明をお願いいたします。

保科主事 17番ですが、笹賀で3種農地ということで、500メートル圏内のところに と が入っております。今日欠席の岩垂農業委員のほうからは、問題なしということでお話を伺っております。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 議案第17号ですが、これも写真のほうを見ていただいて、小屋というか、物置が見えますけれども、この ですね、 。 ですので、この写真の左のほうにずっと駐車場なり の建物があると。それで、ちょうどこの部分がL字型に農地としてですが、農地としてあるわけですが、見た感じ、特別、手前が北側になりますので、問題は生じないかなというふうに思います。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約いたします。
議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、18番であります。笹賀の委員さん、引き続き欠席でございますので、事務局からお願いいたします。

保科主事 議案第18号ですが、東のほうに が走っているところで、周りも住宅に囲まれており、問題ないということで岩垂農業委員のほうからお話を伺っております。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 たしか周辺といいますか、手前は道路ですし、いわゆる集落の中というような感じのところでございますので、建て売り住宅に転用ということもやむを得ないかなと。特に影響を受ける農地はありませんので、よろしいかと思えます。
以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見ないようですので、集約いたします。
議案第18号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、19番であります、中山でありますので、私のほうから説明をいたします。

この写真のちょうど右側に、つい六、七年前にですね、昔からいわゆる災害の多いところございまして、ここに流れている河川の5か所が、9月のすいご大雨降りまして、いろいろな災害を起こしました。そのために、お願いして、今、この上に約5基の堰堤をこれから順次打ってもらうというような計画ございまして、そのために さんの農地を資材置場にしていまして、そこを足がかりにして、資材を上へ上げていくと、こういうことがいよいよ始まりまして、防災でのということでございます。

現地の確認をしていただきました、これも河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 議案第19号ですが、今、会長のほうから説明がありましたように、水路の改修が、今言ったように、堰堤等、多分ずっと改修をしなきゃいけない状態に見えましたが、その資材置場ということで、この写真の手前は道路で、左側の三角の間にもう一本水路があり、右側のほうにもちょっと大きい水路があるというようなことで、どっちみちそこで工事をやる資材を置くと。一時転用でございますので、やむを得ないかなということなんです。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、集約をいたします。
議案第19号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案第20号であります。里山辺であります。中川委員さん、お願いします。

中川農業委員 本件についてご報告申し上げます。
まず、この写真の20号の上の写真の何か白い枠が何かやたらへこんでいますが、ちょっと分かりづらいので、位置が違うと。この白いこのへこみ、くぼみというか、これ、もっと手前です。手前のもっと半分ぐらい手前で、なおかつこの白いくぼみの幅が1.2、3メートルということで、これ、隣の左側の部分と同じ地目の中です。

ここの歴史を言いますと、もともとこれ、宅地です。宅地。 -
と、それから、この二筆が さん所有の宅地ということになっています。その宅地にブドウ園を建てていたという、そういういきさつがあります。写真の右側にブドウ園が見えますが、この当該宅地、この地区、地域、このエリアまでブドウ園がありました。 さんももう高齢ということで、ブドウ園縮小ということで、この冬にブドウ園を半分にしたところです。その残ったブドウ園を潰した宅地であったところにご長男の さんがこのたび家を建てるとい、そういう案件であります。もともと宅地であったということと、あと、それから周囲も家ばかりですし、第1種農地ではありますが、家結構いっぱいありますので、不自然ではないと思いますし、この案件、問題ないと私は見ております。よろしく申し上げます。

議長 現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 今の説明のとおりだと思いますが、ちょうど写真を見ると、写真の中央に斜めに走っているのが、これ、薄川になります。薄川の土手からちょっと下りてきたところになりますし、この隣も自分の、 さんの農地でございますので、やむを得ないかなと。

以上です。

議 長

ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

先ほどのこの事案について、私どもと打合せした中で、何でこんな真ん中に外さなきゃいけないんだという話をいたしましたら、また川村補佐のほうからちょっと説明していただきたいと思いますが、ちょっとここを宅地として認めないということでありましたが、ちょっと川村補佐のほうで説明をお願いします。

川村局長補佐

ご説明させていただきます。

今、中川委員さんからお話がありましたとおり、もともと地目は宅地です。ですけれども、これ、転用する部分なんですけれども、現況がブドウ園だったということで、農地台帳に載っていたという経緯があります。

しかし、この細長い部分というのは、もともとが農地の地目となっております。ご承知のとおり、ここは市街化調整区域というところでして、当農業委員会事務局段階としては、こういった農地はできるだけ残しても、今度管理が大変だということで、本来はこの部分も転用してもらいたいという言い方はいいのかどうかちょっと分かりませんが、一体的に開発したほうがいいのではないかとこのように考えるところなんです。都市計画法のほうで、どうしても市街化調整区域のところに、目的が一般住宅ということにして、その部分は開発できないという中で、申請者のほうとも協議いたしまして、ここの部分には建物が建てませんと。管理をしていく。じゃ、どういった管理をするかということ、家庭菜園的なものを作っていければというふうにおっしゃっていましたので、今回の申請を受け付けたところでございます。

あくまでも、先ほども申し上げましたとおり、できれば開発してもらいたいけれども、致し方ないというところで受けた次第でございます。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

この件につきまして、ほかの委員の皆様でご意見ありましたら、発言をお願いいたします。

線引き、市街化調整区域ということの中で、認めない、こういうことでありまして、こういったことが、いわゆる農業の、農地を守ることが線引きの目的でございますが、こういったことがこれからは度々出てくるような気もいたしますが、委員の皆様でこれに対してご意見がありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。

議案第20号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、21号でございますが、中川であります。委員さん欠席でございますので、事務局から説明をお願いします。

保科主事 議案の21号になりますが、台風19号による災害復旧工事ということで、こちらのほうに申請上がってきております。川のところを全部の筆というわけではなく、766平米のうち400平米だけ災害復旧工事のときに使うというふうなことで伺っており、金子農業委員のほうからは、問題なしということでお話を伺っております。
以上です。

議長 現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 ちょうどこの写真の手前ですね。手前、ちょっと低くなっているんですが、ここにちょっと大きな川がありまして、護岸はやってあるように見えるんですが、よくよく見ると護岸の下が洗われてしまって、それを復旧工事をするということで、ちょうど川の右手、南側のところがこの今の写真のところですので、そこへ資材を置いて工事を行うと。この川は、最終的には明科のほうへ抜けていく川だと思いますが、一時転用ですので、問題ないかと思います。

議長 本件につきましてほかの委員の皆様でご意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約いたします。
議案第21号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続いて、22号でございますが、これも中川であります。事務局の説明をお願いいたします。

保科主事 議案第22号ですが、先ほどのところからちょっと のほうに抜けていく、 方面のほうにある申請地になっております。安曇野市の方がおうちを建てるということで申請上がっております。金子農業委員のほうからは、現地見に行っていて、問題なしということで報告いただいております。

以上です。

議長 現地確認をしていただきました河野委員さん、お願いします。

河野農業委員 この写真で言うと、手前のところに、これは ですか。 がずっと通っている。写真で囲われた部分というのは、何か行ってみると、結構傾斜があって、何もこんなところへ、傾斜の中のところへおうちを建てなくてもいいなんて思ったりもしましたが、転用されればされたで、きちっとなるので、まあいいかという、そんな感じで見てまいりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。

議案第22号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いをいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。

全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。

続きまして、23号でございますが、梓川梓でありますので、波田野委員さん、お願いします。

波田野推進委員 この写真の手前が のところで、それで両側、前、家が建ってしまして、宅地でしたが、壊して更地になっております。それで、奥の林みたいなのが段丘の壁で、崖で、それで奥のほうにちょっと見えますが、この さんと言う大町の不在地主の方の土地が4筆ありまして、家が建たっている間は入れなかったもので、荒れ放題でしたけれども、家を壊してから、この家の敷地を通らせてもらって、 さんが今、ソバを2年ほど前から作ってもらっています。それで、これ宅地にしちゃうと、進入路がなくなっちゃってできないので、聞きましたら、造成したときに進入路を確保して、奥の さんの4筆ありますけれども、そこへ さんが通えるように導入路を確保するという話ですので、作ってもらうこともできるし、

この一体に開発されるなら問題はないと思います。
以上です。

議 長 現地確認をしていただきました濱委員さん、お願いします。

濱農業委員 今、地元委員さんの説明にあったとおりですが、その白く囲ったうちに見える方側と手前の三角のところは宅地のところなんです。今のお話のとおり、奥の農地へは進入路を新たに確保をして、開発をするということでございますので、致し方ないかなというふうに見てまいりました。
以上です。

議 長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長 意見がないようですので、集約をいたします。
議案第 2 3 号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、議案 2 4 号であります。引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、1 件についてを上程いたします。
それでは、事務局から一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、総会資料 7 ページをご覧ください。
引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認について説明いたします。
すみません、資料は先ほど差し替えを行っていただいたとおりのものになります。
議案第 2 4 号、岡田松岡にお住まいの さんが岡田松岡 外 3 筆、合計 4 , 7 4 1 平米について承認を受けるものです。
また、岡田松岡 外 1 筆、合計 3 , 2 8 9 平米については、特定貸付けを行っています。
以上になります。よろしく願いいたします。

議 長 議案第 2 4 号について、地元委員の意見をお願いいたします。
岡田でありますので、中條委員さん、お願いします。

中條農業委員 4 月 2 2 日に現地確認をしてきました。

3筆あるんですが、 と は特定貸付けということで、圃場整備してある田んぼです。現状は、 が田んぼで水稲、また が現在、減反だと思いますが、麦を作っておりました。あと、 - は自宅の隣で、野菜を耕作しておりました。

以上です。

議長 ほかの委員の皆様で本件について質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、ただいまから集約をいたします。
議案第24号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することと決定をいたします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項アからカについて一括説明をお願いいたします。
加藤事務員。

加藤事務員 それでは、報告事項のアからカについて説明いたします。
これらにつきましては、書類等完備しておりましたので、事務局長の専決により処理いたしました。

それでは、総会資料8ページからご覧ください。

8ページ、非農地証明の交付状況の件、2件、9ページから15ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、50件、16ページ、17ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、21件、18ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、19ページから21ページ、農地法第5条の規定による届出の件、15件、22ページ、農地法第4条の規定による農業用施設届出の件、1件。

以上になります。よろしくをお願いいたします。

議長 ただいまの報告について委員の皆様から質問、意見ありましたら、発言をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これら報告事項につきましては、事務局の説明のとおりでありますので、ご承知おきいただきたいと思います。
農地に関する事項の議事が終了いたしましたので、ここで暫時休憩といた

します。

再開は3時10分ということでございますので、よろしくお願いいたします。
す。

(休 憩)

議 長

それでは、休憩前に引き続きまして、その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

初めに、令和2年度松本市農業委員会業務報告、議案第25号を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐

それでは、資料の23ページ以降になりますが、ご説明をいたします。
以降着座にて説明させていただきます。

令和2年度松本市農業委員会業務報告でございます。

農業委員会法の第6条の規定に基づく農業委員会の所掌に関しまして、本委員会で開催した令和2年度の業務実績について報告いたします。

とにもかくにも昨年度、新型コロナウイルス感染症の拡大によりまして、計画どおりに業務が進まない1年となりました。

まず、1番目、組織運営でございます。

各種会議の開催状況ということで、総会、役員会、専門委員会、そして昨年度特別に設置いたしました次期体制準備委員会、こちらにつきまして、開催の回数、お示ししております。

特に、推進委員の皆様を招集しての拡大委員の総会というスタイル、こちらにつきましては、年に4回ほど出てきていただく機会を計画しておりましたけれども、結果的に一度も推進委員の皆様にご総会にお越しいただくというような機会はなかったと。任意での出席はもちろんありましたけれども、全体でという機会はなかったということになってしまいました。

また、専門委員会につきましては、総会日に開催するなど、何度も委員に足を運んでいただかなくてもいいような形で、効率的な運営を図ってきたところでございます。

また、次期体制準備委員会ということで、改正農業委員会法に基づきます1期目、現体制の点検を行いまして、次期体制に向けた委員の選出方法の枠組み等を議論をいただいてきたところでございます。

(2) 専門委員会の活動でございます。

農業振興委員会、それから情報・研修委員会と2つの委員会ありますけれども、農業振興委員会のほうでは、意見書(案)を作成してまいりまして、9月の総会で決定し、10月2日に市長へ提出したところであります。

意見書の内容は、二項目ということで、主に里山の関係、それから収入保険、担い手の関係ということで、危機管理というふうなことで、両者に共通するキーワードになりますけれども、意見書を作成しました。

そして、11月13日に市長懇談会、また11月27日には市議会のほうから呼びかけがありまして、役員と懇談会を行っております。

情報・研修委員会につきましては、農業委員会だより、年2回の企画・編集、それから幻に終わってしまったわけですが、1月の総会の際に、「里山におけるICTの活用」というようなことで、県の林業総合センターの先生を呼んで、新年会も含めて研修をするというようなことを計画していましたが、実現には至らなかったということで、また今後機会があればということになります。

24ページに参りまして、(6)に飛びますけれども、研修機会の提供ということで、まずアの部分、本委員会が企画した主な研修会でございます。

ブロック別研修・懇談会ということで、昨年6月中旬から8月上旬にかけて、委員同士の交流、あるいは事務局との意見交換といった形で懇談、研修会を行っております。

(イ)のところ、それから(ウ)のところ、コロナ禍の関係で実施に至りませんでした。

その代わりと言いますと何ですが、(エ)のところですが、長野市の農業委員会の行政視察受入れということで、たまたまこの頃、コロナが下火になっていたというふうなこともあったんですが、長野市のほうからお声かけがありまして、視察を受け入れるというふうなことで、11月2日でしたけれども、新体制における農業委員会の運営ということで、両市の概要説明と意見交換を行って、体制の比較検討を行ってきたという経過がございます。

また、農地利用最適化活動に関するグループワーキングを行ってまいりました。

25ページに移りまして、(7)ブロック活動の推進でございますが、4つのブロックにおいて、様々な活動に取り組んでいただいております。

北東部ブロックでは、一般市民と共に遊休農地を活用したソバ作りということで、2年目になりました。

また、南部ブロックにおかれましては、ラジコン草刈り機の導入事例に係る視察研修ということで、スマート農業技術、内田営農さんのほうの取組を視察したということで、圃場での実演を視察ということでございます。

河西部ブロックにつきましては、松本波田道路建設に伴う残地農地への対応協議ということで、Mウイングで開催しましたけれども、図面を机に広げながら、残地農地の現状と課題を認識して、ブロックの活動として何かできることがあるのかというふうなことを考察して、結果的に今後も引き続き状況変化を注視するというような結論で現在に至っているところですが、また今後の展開も考えていかなければいけないところでございます。

西部ブロックにおかれましては、奈川地区でトウモロコシ栽培を実践したということで、委員自らがトウモロコシを栽培して、共同活動を通じたブロック内の親睦と結束を図る、また、動物やカラス等の被害程度を再認識したというふうなことがございました。

続きまして、26ページでございます。

個別業務の実施ということで、農地法など法令業務の執行状況でございますが、まずアのところで、農地の権利移動、転用、利用関係の調整等に係る案件取扱い状況、それからイのところで、農用地利用集積計画の決定というようなところで、こちら、41ページにちょっと飛んでいただきたいと思っております。41ページのほうに移ってご説明をいたします。

令和2年度農地法案件定例総会取扱い実績という一覧表をご覧いただきたいと思っております。

2年度は、3条、4条、5条、18条、それから届出関係まで、合計しまして589件取り扱ったということで、前年度比較で約50件増えてきていると。また、面積関係も、合計86.5ヘクタールで、前年度が68.3ヘクタールなので、約18ヘクタールほど取扱いが増えてきているということで、こちら、総会で取り扱ってきたところでございます。

続きまして、42、43ページご覧ください。

42ページは、昨年度の利用権設定等促進事業取扱い実績ということで、農地中間管理事業を含むという内容でございますけれども、こちらにつきましても、の農用地利用集積計画は、筆数でいきますと4,099筆、それから配分計画の関係は1,910筆ということで、こちらについても前年度より増えてきているかなということでございます。

それから、43ページのほうに移りまして、各地区の認定農業者への農地の集積率について、こちらは見える化させてございます。

令和2年度のところは一番右の列になります。集積率50%を超えている地区が、島内と芳川ということになります。あくまでもこれは認定農業者に限った集積率でございますので、認定新規就農者とか、基本構想推進到達者とか、集落営農経営のほうとか、特定農作業受託の面積は含んでいないわけでございますが、50%を超えてきている地区が出てきていると。

また、基礎となる農地面積でございますが、こちらの農地面積は、松本市の台帳管理している農地台帳から抽出した面積で集積率を計算しております。市外の農地、出作の部分の市外の農地や市街化区域の農地は省いた農地面積となります。

また、40%を超えている地区もかなりありまして、トータルで33.3%、平均で33.3%ということで、昨年度よりも2.3%集積率上がってきていて、少しずつ成果は出てきているという状況がお分かりかと思っております。

また26ページのほうにお戻りいただきたいと思っております。

ウとして、別段面積基準の調整ということで、先ほどの議案でも別段面積設定したところが3条で出てきたかと思っておりますけれども、現在、年度末で367筆、約23ヘクタール別段面積指定農地があるという状況でございます。

エとして、無断転用防止活動及びその是正ということで、年度末、約60筆、6.2ヘクタールの違反転用農地を確認していて、こちら、8筆解消したんですが、また新規で8筆出てしまって、プラスマイナスゼロという状況でございます。

それから、(2)に行きまして、農地等の利用の最適化の推進ということでございまして、こちら、義務業務になってきたということで、農業委員会でもより力を入れていかなきゃいけない業務になるわけですが、まず遊休農地の関係でございます。

27ページの点線の枠の中、ご覧ください。

昨年度は、A分類、利用が低調な2号遊休農地も含んだA分類は31.5ヘクタールということで、前年より4.8ヘクタールほど少なくなっている。また、B分類につきましても、こちらは224.2ヘクタールということで、前年より7.2ヘクタールほど少なくなっているという状況でございます。

A分類31.5ヘクタールは、東京ドームで換算すると、東京ドームが5ヘクタール弱ということですので、大体六、七個分ぐらいあるのかな。またB分類は、東京ドームで48個分ぐらいになるという広さでございます。それでも前年度よりは少なくなってきたということで、また後ほど説明しますけれども、農地利用最適化交付金というのを令和2年度から活用しましたので、こういったものが少しは効果があったのかなというふうに考えているところでございます。

また、利用意向調査ということで、所有者へ意向確認をしまして、遊休農地の問題認識を持っていただいて、解決を迫るといような意図もありまして、利用意向調査をかけてきたということでございます。

また、27ページの一番下のところ、山林化が著しく再生利用が困難な農地の非農地化ということも引き続き進めていまして、28ページに移りまして、ちょうど今週末、あさって、4月30日に100人の名義人の方に非農地通知を送る段取りで、今、動いているところでございます。

それから、イとして、担い手への農地への集積・集約化に向けた取組ということで、人・農地プランの実質化というふうなことが盛んに国や県から言われてきまして、何とか昨年度中に全地区で実質化を達成したという状況でございまして、これで国の補助事業を受ける際に、あるいは国の支援策を受ける際に、地域が不利益を被る心配がなくなったというところでございます。

ただ、今後はこのプランを地区で運用していくことが重要でございまして、やはりJAとの連携によりまして、事務局をはじめ、委員の皆様の奮起が期待される状況でございます。

ウとしまして、新規参入の促進に向けた取組でございます。

表のところの枠の一番右側の2年度のところは、36経営体ありまして、9.1ヘクタール参入したということで、こちら、36というと、かなり多いような気がしますけれども、松本市農業委員会は、家庭菜園とか趣味的な農業であっても、農地を有効活用することには変わりないという考え方で、零細な参入事例もカウントして36経営体ということでございます。1経営体の平均参入面積は約2.5アールになります。

それから、エとして農地利用最適化交付金の活用ということでございますが、43名の委員に対して304万1,000円というような支払いにな

っております。

(3) 農政活動の推進でございますが、アの部分は意見書の関係、それからイの部分ですが、市長による山辺ぶどう集荷所の視察・懇談会の企画ということで、一昨年、令和元年度の意見書で果樹産地の再構築に向けた支援という中で、「山辺ぶどう」について取り上げたことがありまして、地区の農業委員の発案で、新市長による山辺ぶどう集荷所の視察を企画したところでございます。

点線の枠内ですが、こんな形で8月26日に市長に視察していただきまして、地元農業者と懇談をしていただいたところでございます。

また、現在、それが動き始めていて、国の産地パワーアップ事業の活用を視野に、8反歩ぐらいの使われてない農地、あるいは荒廃している農地を5人の担い手を迎え入れまして、新たなブドウ園を整備するような計画づくりが今、スタート、始まったところでございます。

(4) 農業振興活動の推進ということで、家族経営協定、ウのところにありますけれども、取組を推進していただいたというところでございます。

それから、下のほう、(5) 農業者年金の加入推進というところで、30ページのほうへ移りますけれども、3か年計画で推進されてきた中で、何とか26人という目標のところを、この3か年で27人となりまして、達成率103.8%という状況に至ったところでございます。

あと、最後、(6) 情報活動の推進ということでございまして、事務局でもホームページ管理に力を入れておりまして、最近、農地を売りたい、あるいは農地を貸したいというふうな情報が事務局に寄せられることが大変多くなってまいりまして、頻りにホームページを更新して、情報公開をしてきているところでございます。

今までは具体的な地番までは載せてなかったんですけども、昨年度、一歩踏み込んで改善しまして、地番は全然個人情報じゃないもんですから、農地の地番もはっきり載せて、見やすいようなホームページ作成に努めてきたところでございます。

あと、31ページ以降は関連の資料となりますので、目を通していただければと思います。

昨年度の実績報告につきましては以上となります。

議長

ただいま事務局から説明がありましたが、これに対しまして農業委員の皆様、推進委員の皆様からご意見やご質問がありましたら、挙手をお願いいたします。

濱委員。

濱農業委員

28ページですが、担い手への人・農地プランの表があるんですけども、島立が入ってないもんですから、参考のほうの島内が島立なのか、上の段の島内が島立なのか、多分下の段……

議長

板花補佐。

板花局長補佐 大変失礼しました。下の参考のほうの島内が島立になります。誤記載をしまして、すみませんでした。

議長 ほかにありますか。

[質問、意見なし]

議長 ご意見がないようですので、これより採決を行います。
農業委員会の運営に係ることですので、全員にお伺いいたしますが、議案第25号について、原案のとおり承認いただける方の挙手をお願いいたします。推進委員の皆様もお伺いいたします。

[全員挙手]

議長 ありがとうございます。
全員賛成ですので、本件は原案のとおり承認することといたします。
次に、令和3年度松本市農業委員会業務計画（案）、議案第26号を議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、44ページからになります。
令和3年度松本市農業委員会基本計画（案）でございます。
まず、基本方針ですが、新型コロナウイルスの関係で、懸命な感染防止対策と経済への影響緩和対策が続けられております。
一方、農業・農村を取り巻く情勢ですが、農業従事者の減少・高齢化と農地の遊休化といった構造的な問題は一層深刻さを増していますけれども、コロナ禍の影響というようなこともありまして、都会から地方への移住といった新たな動きも見られているところでございます。
こうした状況で、松本市農業委員会は、実質化した人・農地プランに基づきまして、5年後、10年後を見据えまして、後継者不在の農地等の新たな担い手へのバトンタッチを円滑に進めていくということ、それから各委員の立場からは、様々な問題に着目しまして、現場の意見を調整し、農業者の声を確実に行政に届ける地道な活動が求められております。
こうした状況から、本年度の重点推進事項を以下に掲げるものでございます。
まず、枠内でございますが、やはり農地利用最適化に向けた活動の強化ということでございまして、遊休農地の中でも、平坦地や農振農用地に所在する耕作条件が比較的良好な農地の耕作再開というふうなことは、是非やっていかなければいけないと。
また、日頃の現場活動で収集した農地の出し手情報を整理しまして、特に

J A や機構と連携しながら、農地が遊休化する前に担い手へ貸付け誘導をしていかなければいけない。

さらに、農業を志向する個人や企業の相談に応じまして、農地と暮らしに関する情報提供等に努めまして、事務局と現場の委員が密に連携して、新規参入に応える体制の強化が必要だと考えています。

あと、法令業務の公正・適正な執行ということ、それから本年度は委員改選の年になりますので、改選に向けた万全な対応ということで、新しい委員への確実な引き継ぎですとか、新しい体制になってから速やかに業務に移れるように、研修会を充実したり、視察研修等によりまして体制づくりを急ぐということを重視してまいりたいと思います。

45 ページでございますが、(2) 専門委員会の活動ですが、まず農業振興委員会ですが、8月の改選によりまして構成メンバーが替わりますので、ここはちょっと力をためまして、来年度に向けて意見書を出すための準備をしたい。過去に提出した意見書とその後の反映状況を確認したり、農政課題を把握するために、例えば若手の農業者と意見を交換したり、中山間地域の農業施策に関する調査をする等、こうしたことを考えております。

情報・研修委員会につきましては、農業委員会だよりのほかに、先進地視察研修、12月上旬ということで計画をしておりますけれども、庁用バスにて日帰りという形になりますけれども、割と近場のほうで視察に行ければと考えております。

また、コロナ禍の状況にもよりますが、1月の総会時に研修会を企画したり、あるいは来年度、令和4年度に向けて、また農業活性化シンポジウムというようなものを計画していければと考えております。

続きまして、46 ページに移ります。

(5) 研修機会の提供ということでございますが、ブロック別に研修・懇談会を開催してまいります。

まず、6月上旬に現委員で最後の農地パトロールを、利用状況調査といたしますか、行っていただかなければならないものですから、まず6月上旬にブロック別の会議をしたいと思います。

そしてまた、次の体制が整った段階で、速やかに、9月ぐらいになりますか、また新たなブロック体制で研修・懇談会を行っていくということを考えております。

また、8月12日は、新しい委員が就任しますので、そこで研修会を実施したいと考えてございます。

(6) に移りまして、ブロック活動の推進でございますが、引き続き活動を継続するようなブロック、あるいは次期体制でまた内容を再検討するというふうなブロックもありますんで、ご覧いただければと思います。

また、(7) 委員改選への対応ということでございます。

記載のとおりでございますが、委員任期満了までに各委員で地区や人に関わります懸案事項について、新たな委員に引き継ぎをぜひお願いしたいと。こちらにつきましては、後日また改めてお願いしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

47ページに移りまして、法令業務の適正な執行、それから農地利用最適化の推進ということで掲げてございます。

(2)の農地利用最適化の推進につきましては、引き続き遊休農地の発生防止・解消に向けた取組ということで、委員の皆様、月に3日程度、こちらは例示として、パトロールの8日なんで、8、18、28ということにしてありますけれども、月に3日ほど担当区域に目を光らせていただいて、気づいた点があれば、必ずメモしていただくということでお願いしたいと思っておりますし、下のところですね、重点的な業務ということで掲げたことにつきまして、アンダーラインを引いております。

それぞれの担当区域で、あの農地がいい農地なのに何で遊休化しているんだろうというふうなところがあるかと思っておりますので、ぜひ誰かに使っていただける担い手はいないだろうかというようなことをちょっとぜひ心を砕いていただければありがたいかなと思っております。

48ページでございます。

先ほどのとおりでございます。また人・農地プランの関係がまた出てきますんで、イの(イ)のところ、これまでの意向調査や地域の集会、戸別訪問等でつかんだ農地の出し手情報を整理しまして、農地が遊休化する前に、JAや機構と連携しながら、担い手の貸付け誘導を図っていただきたいということでございます。

遊休化する前というところが大変重要なことだと考えておりますので、よろしくをお願いします。

また、新規参入の促進に向けた取組ということで、こちら、市の窓口で結構情報が寄せられているものですから、市の窓口情報を現場の委員さんにつないだり、逆に現場の委員さんが現場でつかんだ情報を事務局に提供いただいたりというような情報のキャッチボールをしながら、新規参入促進に向けて、目に見える形で効果が得られるように活動していただければと考えております。

(4)農業振興活動の推進ということでございますが、その中のウの部分、昨年市長に意見書を上げた関係で、収入保険に対するインパクトのある補助制度が、補助金がつきましたので、これをぜひ積極的に周知していければなと考えております。

あと、(5)、(6)につきましては、例年どおりとなりますけれども、特に年金につきましては、メリットをしっかりと若い農業者に伝えられるように考えていかなければならないと思っております。

50ページ、51ページにつきましては、本年度の主要会議の開催日程の案でございますので、参考までお目通しをお願いします。

また、このとおり行ければいいんですけども、今後コロナの影響によりまして、若干変わることもあろうかと思っておりますが、今のところこんな計画でおりますので、よろしくをお願いします。

以上でございます。

進委員の皆様からご意見、質問がありましたら、挙手をお願いをいたします。

波田野委員。

波田野推進委員　今の48ページのNOSA Iと連携した収入保険制度ということで、今年みたいに果樹はかなり被害がありますので、去年、果樹の方で入ろうと思ったら、枠がもうないので入れないと言われたんですけども、そういう予算の補助の枠がある程度決まっています、毎年何名とか枠が決まっているのでしょうか。

議　　長　　板花補佐。

板花局長補佐　制度をつかって初年度になりますので、予算が足りなければ、また補正措置を講じるなりということで、農政課のほうでは必ず動きますので、その辺はご心配ないようにしていただければと思います。

波田野推進委員　去年は、枠がないでということでもう断られたで、今年申し込むとか言っていましたけれども、そういうことで伝えておけばいいですね。

議　　長　　補佐。

板花局長補佐　いずれにしても、収入保険につきましては、制度が始まった年だもんで、枠がないなんていう話にはならないはずですので、問題ないと思います。

波田野推進委員　それと、あと荒廃農地のことで、今結構丘砂利を取っているところで、もう地盤沈下した場合、何年まで補償できるかということで、不在地主が相続して、売ろうと思って、貸している間はまだ若干の沈下で、土を引っ張っていたらよかったですけれども、売るから返してくれと言って、3年ほどたって、耕作しなくなったらどんどん沈下して、今、1メートルぐらい部分的に沈んだところがあって、それもまた土手がちょうど市町村の境界になって、その境界のところ沈んじゃったもんで、両方の農業委員会にそういう話をしなきゃいけないんだと思うんですけども、そういうことだもんで、結構な面積だけれども、借手が誰もいなくなっちゃったもんで、そういう何年まで遡って補償ができるのか、そこをちょっと知らせ、引き継ぎたいんですけども。

議　　長　　川村補佐。

川村局長補佐　砂利採取で、多分埋め戻しのときの点圧不足が原因だと思うんですけども、何年という決まりはないかと思います。これ、砂利採取業者と地権者との間で契約書を交わして、これ、毎回そうなんですけれども、双方の契約行為であって、その契約書の内容を照査した中で、多分残っているはず

ですので、そこで内容によって指導していただくというのが一番ベストな方法かと思います。

波田野推進委員 一応不在地主に聞いてみます。おばあさんが業者と契約したもんで、契約書が残っているかどうかちょっと分からないけれども、相続して、売りたくなったら、返せと言って返したら、予定がないうちに三、四年たったら、どんどん沈降が、土を動かさないもんで沈んでいって、今大分落ち着いたかもしれないけれども、部分的に1メートルぐらい沈んだところがあるもんで、水が張れないし、ちょうどそれが安曇野市と松本市の境の土手で、その上下で同じ地主が作っているもんで、境界で沈んじゃったもんで、その辺、一応聞いてみますけれども、もしそういう契約書がなかった場合はどうなるかなと思って。

議 長 川村補佐。

川村局長補佐 今、契約という話をしているところなんですけれども、契約書ですので、双方で必ず持っているはずですよ。ですので、地主さんがなくても、相手方の施工業者である砂利採取業者、こちらのほうには必ず存在いたしますので、もしというときには、そちらのほうで確認していただくのも1つの方法かと思います。

波田野推進委員 分かりました。地主に伝えて、そうします。

議 長 ありがとうございます。
ほかにどうですかね、これに対しまして委員の皆様で。
長谷川委員。

長谷川農業委員 人・農地プランって、何か何年も先まで計画を立て、図面に落としてやっているみたいですけども、さっきの橋本さんの意見もありますけれども、そんな計画どおりに行かないんじゃないと思うんですけども、今の現状って、条件の悪い農地って誰も借手がなくて、幾ら頭を下げて、金を払うんで作ってくれと言えば作ってくれるかもしれないけれども、そんなような状況なんですよ。

それで、片や条件のいい農地は結構借手があるみたいで、農協でもすぐ借手が見つかったらうっていう話を聞きました。

ですんで、条件づくりというか、計画をつくるんじゃないで、もう土地を借りたくて、貸してやるぞってというような状況をつくるのがベストじゃないかなと思うんですけども、幾ら計画をつくって、頭を下げて、嫌なものは嫌で、誰も見向きもしなくなっちゃう。なるべく借手が頭を下げて借してくださいというような条件をつくるような方向で考えたほうがいいような気がするんですけども、どうでしょうか。

議 長 板花補佐。

板花局長補佐 計画につきましては、やはり何らかの紙の計画というようなものがどうしても求められるものですから、これはやむを得ないかと思うんですけども、やはりこれから地区でどのように農地の状況を把握して、実際に動かしていくか、あるいはいち早くもう離農するというような情報をいかにつかんで、新しい担い手につないでいくかということころを、やはり地区の中で、一番いいのは、年に1回アンケートを取るとか、意向を確認するとかというような取組をしていただいて、常に最新の情報をキャッチしながら、実際に動かしていくというふうなことが生きた人・農地プランになりますので、委員さんおっしゃるとおり、本当につくっただけの本当に絵に描いた餅というふうな計画は本当の計画ではないと思います。おっしゃるとおりだと思います。

ぜひそこら辺で、計画が生かされるように、事務局も委員さんが動きやすいような形で何とか動いていきたいし、委員さんのほうも、計画が動かせるように活動していただければなというふうに思っていますので、また事務局にこんなようなことをちょっとやったらどうかというようなことがもし具体的にありましたら、ぜひご意見いただいて、一緒に考えていければと思います。よろしくをお願いします。

議 長 どうですか、長谷川委員さん。

先般も15日の常任会議で、このこともそれぞれの委員さんから話題になりまして、特に今の体制の見直しを今、準備しているようでありますけれども、なかなか進まないっていうのは、規制改革委員会というのがあります、その誰だか知りませんが、とにかく農業委員会は今、人・農地プランに基づいて、8割を集積しろということを目標として、農業委員も最適化推進委員も、それに応えてないんじゃないかという意見で、この間、規制改革委員会ではそんな意見でいっぱいだったようですが、諏訪の会長さんとか、それからまた長野市の会長さんとかは、もちろん中山間地がいっぱいありますし、そんな8割までどうやってできるかと。例えば、5反歩なり3反歩でやっている農家だって農家じゃないかと。そこから取り上げて、認定農業者に集積しろなんていうのはおかしいじゃないかという意見がいっぱい出まして、しかし、事務局としては、国がこの制度を始め、そして今、皆さんのところへ幾らか渡りましたが、報酬も、事務局よく一生懸命やってくれまして、ある程度至るように準備していただいたように思うわけですが、どうもどう考えても私は矛盾だらけだと思うんですが、そうは言いつつも、それに沿って農業委員会、今の農業委員体制をやらざるを得ないというような思いも私はしますが、どういふもんですかね。

補佐、いいかい、そんなところで。

どうですかね。それが現状だというふうに思います。

ほかにどうですかね、ご意見がありましたら。

河西委員。

河西農業委員 私、1期3年やってきまして、ちょうど改選の時期ということで、いいタイミングだと思ったんですけども、思ったことがあります。農業委員会と推進委員の役割というのをもうちょっと明確化して行って、分担できるところは分担して、協力していけるような体制にもうちょっとなっていけばいいのかなというふうに今、すごく思っています。検討していただければと思います。

議長 今、河西委員の言われましたことも、どこの農業委員会でもこれは1つのテーマでありまして、どうでしょう、補佐、よそのものもちょっと、今、河西委員……

板花局長補佐 よその農業委員会は、もう少し小さい農業委員会になりますと、推進委員も農業委員も分け隔てなく、必ず総会に来てもらうように義務づけているようなところも結構ありますけれども、やはり議決権のない推進委員の皆様が毎回総会に強制的に出席というようなことはちょっと難しいのかなというふうに思ったということですし、それは失礼なことになるというふうに考えて、この3年間があったというふうに考えております。

それで、松本市の場合は、農業委員と推進委員で役割分担はしっかりしております。農業委員は議決権を行使していただくと。そして、地区に帰れば、担当区域をしっかりと地区の中で割っていただいておりますので、例えば会長の中山地区では、上のほうと下のほうで会長と太田推進委員で役割分担ちゃんとしているわけですし、地区の役割分担はされているかと思えます。

あと足りない部分は、やはり推進委員さんがもう少し活躍する場をというふうなことをつくりなければいけないと思います。それで、次期体制につきましては、総会に強制的にというふうなことは、この間の検討委員会でもなかったんですけども、できるだけ地区、あるいはブロックの単位で推進委員と農業委員が密に連携できる、あるいは事務局も積極的にブロックに出かけまして、推進委員と農業委員さんを囲みながら、本当に膝詰めでいろいろな議論をするというふうな機会を次期体制はつくっていきたいと。それこそが改善すべき事項だというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長 河西さん、いいですかね。
ほかにどうですか。ご意見ありましたら。

[質問、意見なし]

議長 ちょっと時間も過ぎてきましたので、これより採決を行います。
全員の皆様にお伺いしますが、議案第26号について、原案のとおり決定

することに賛成の委員の皆様の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議長 全員賛成でありますので、本件は原案のとおり決定することといたします。
44ページ、表題の「(案)」の文字を消していただくようお願いいたします。
次に、報告事項ア、令和3年度農業委員会事務局及び農政担当課の職員体制についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、52ページ以降になりますが、農業委員会事務局の職員体制でございますが、担当表、こちらに添付したとおりでございます。
前任、中野主査の代わりに上原主査になります。
また、農地法3条関係の主なところが、保科主事から先ほどの加藤事務員にバトンタッチされます。
また、商工課に異動しました大島主事の後任に保科主事が入るとというのが概略的な内容になってございますので、お目通しをお願いします。
54ページの下の方にはブロック活動担当表というようなのもありますので、各ブロックで誰が担当かというふうなことも見ていただければと思います。
あと、農政課と耕地課の担当表もつけてございますが、こちらは参考にさせていただければと思います。
以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。
発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項イ、各種申請(届出)書類に係る押印の廃止について、印鑑の廃止についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 65ページからになりますけれども、松本市は、この4月1日に行政手続の簡素化ということで、約1,200に及びます手続の押印を廃止いたしました。これに伴いまして、農業委員会の各種申請書類等につきましても、

押印を廃止いたしましたので、報告させていただきます。

こちら、背景には、国の動きが当然あります。コロナ禍から始まりまして、昨年7月の閣議決定で行政手続における署名・押印に関する見直しが掲げられておりまして、これを受けての話となります。

具体的には、新規就農届であったり、農地台帳の関係、現況証明願、非農地証明願になります。

ただ、印鑑につきまして廃止はしましたけれども、今までどおり委員の署名や意見は必要になるものがございますので、その点よろしく願いいたします。

様式については、66、67ページのとおりでございますので、ご確認いただければと思います。

以上でございます。

議長 長 　　ただいま事務局から説明がありました。これより質疑を行います。
発言のある委員の皆さんは挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 長 　　意見がないようです。
本件につきましては、ただいま補佐の説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思います。
次に、報告事項ウ、主要会務報告並びに当面の予定についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 　　それでは、68ページ、それから69ページご覧いただきたいと思います。
4月の出来事につきましては、会長が冒頭説明したとおり、4月19日に松塩筑安曇農業委員会協議会の定期総会がありました。説明のとおりですが、小林会長が引き続き松塩筑安曇の会長に選出されたことをご報告いたします。
また、5月の予定でございますが、5月18日に農業開発センターの通常総会ということで、ご案内を既にしておりますが、欠席する場合、委任状の提出をお願いいたします。
それから、5月25日に全国農業委員会の会長大会というのが、通常ですと東京に会長が出かけていくわけですが、こちら、ウェブ配信となっております。5月25日の1時半から約2時間、ユーチューブでライブ配信で視聴することができます。
また、6月1日以降、録画が全国農業会議所が運営する農業委員、推進委員のポータルサイトから視聴できるようになります。もし興味がある委員は、URLをご案内しますので、事務局にご連絡ください。
それから、6月2日、3日ですが、長野県の19市の農業委員会の協議会

の通常総会が松本市において開催されます。ただ、日程はコロナの感染拡大状況次第でございまして、連休明けに最終判断するということになりませんが、委員の皆様におかれましては、こういった形で県内の会長が集まって、農業委員会のいろいろな悩み事や問題について協議する場があるということをご承知おきいただければと存じます。

以上です。

議長 ただいま事務局から説明がありましたが、これより質疑を行います。発言のある委員の皆様は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議長 ないようです。
本件につきましては、ただいまの説明のとおりでありますので、ご承知おきをいただきたいと思えます。

以上で報告事項は終了いたしました。

続きまして、その他の項目に入ります。

最初に、松本農業農村支援センターからの情報提供ですが、担当課長補佐が本日別の会議と重なり、欠席ですので、事務局からご案内をお願いいたします。

板花補佐。

板花局長補佐 今日机上に配付してございますが、県の農業農村支援センター、前任の小川補佐の代わりに今度戸谷補佐が着任しましたけれども、本日会議で来られないということで、資料をお預かりした次第です。

農作業死亡事故の関係と霜に関する注意事項等がありますので、またお目通しをお願いいたします。

議長 続きまして、事務局から連絡事項をお願いいたします。
板花補佐。

板花局長補佐 それでは、二、三点ございますが、まず議案と一緒に同封しましたけれども、スマート農林業の推進に関する松本市議会の取組ということで、同封させていただいた書類があります。

議会が提言をしたということで、画期的なことだったんですが、今回の提言に関しては、経済地域委員長を筆頭に、いろいろな頑張りがあったということでございまして、問題としているのは、松本市の農林業振興条例ということで、4年前に策定した条例があるんですが、それが4年たっても、例えば全国の農業の経営体というのは加速度的に減少しているということがこのたびの農林業センサスの速報値からもはっきりと明らかになってきていますし、なかなか条例はつくったけれども、効果的な施策が打ち出されていないという議会の問題意識が出発点となっていて、委員

長はこうした危機感から、スマート農林業というものを手段に、農林業の置かれた深刻な状況を打破しようということで、この提言書が作成されたということでございます。

特に、条例改正でスマート農林業の実施が具体的に条文に盛り込まれたことは、大変大きなことだったと感じております。

農業委員会としましても、議会と協力しながら、ぜひこの取組を進めるように協力していきたいと思っておりますので、この提言書をご一読いただければと思っております。

それから、2点目でございますが、同じく同封しましたこちらのこういうピンクの冊子があります。こちらは県の農政部と農業会議が協力しまして、人・農地プランの実践ということで、取組事例集を作ったということでございます。

全国の事例や県内の事例が合わせて15事例紹介されていて、農業の特徴や、その場所の類型別に例えば中山間地域だとか、果樹地帯だとかというような類型別にいろいろな取組例がまとめられています。

この中で、松本市は奈川地区の取組が紹介されておりますし、また去年、長野市と懇談会やりましたけれども、長野市の農業委員長お膝元の綿内東地区では果樹の最適化を進めたというような取組事例もこの中に紹介されていまして、松本市農業委員会とはこの2つの奈川も長野市の事例も縁がありまして、奈川地区は、記憶に新しいんですが、令和元年の8月に移動農業委員会で奈川地区を訪れた際に、いろいろとふるさと奈川の取組を視察させてもらったこともありますし、長野市についても、昨年11月に視察に見えたということで、このような何かの縁だと思っておりますので、今後地区で最適化の取組を実践する際には、ちょっとお目通しをいただいて、こんな取組みが行われているんだなということを見ていただければ、何かの参考になるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

あと、5月10日からクールビズが庁内においてスタートしますので、1月後の5月の総会のときは、もっと暖かくなっているかと思っておりますので、開襟シャツでもオーケーということになりますので、よろしくお願ひします。

あと、最後、今日休んでいる委員の資料をまた各地区でお持ち帰りいただいて、つないでいただければありがたいと思っております。

以上でございます。

議 長

今、補佐が説明いたしました但、スマート農林業の推進に関する提言書でございますが、農業委員会の役員と懇談をいたしまして、このことは私も協力いたしますから、積極的に進めてくださいという形で、一緒にこれから皆さんにも協力いただいて、お願ひしたいと思っておりますが、ちなみに、スタートということで、松本の予算は大変少なかったような気がいたしますが、長野市では、これに対しまして、もう1,200万円の予算づけをして、積極的に取り組んでいるというようなことだそうでございます。

それから、長野県の農政部の作ったこの事例集でございますが、この3月で退任をいたしました 専務ですね、農業会議の。 専務さんが中心となってこれを作ったというふうなことがあります、大変行動力のある専務さんでございますが、退任して、常任会議の理事としては1期残ってくれるというようなことでございますので、ご紹介をいたします。

今、板花補佐から説明があったわけでありましたが、その他、全体を通しまして委員の皆様から何かありましたら、発言をお願いいたします。

農政課でお願いします。

宇治（農政課）

農政課の宇治と申します。

先ほどご質問がありました農地の利用権に関する又貸しなどの件になりますが、利用権設定をする際に、申請書、集積計画書というものを提出していただいていると思います。その裏面のほうに、移転ですとか譲渡のほうの、そういったところの禁止というものを登載、記載させていただいております。

なので、基本的に又貸しですとか、全く関係のない別の方に貸すような場合は、市のほうでもしっかり審査を行って、そういった申請書が出てきた場合は、審査から落とすようになっております。

農業委員さんですとか推進委員さんのほうにもそういったご相談があれば、一旦前の契約を合意解約する、もしくは権利の移転という形で、別の方に移すような申請書を出していただくようにご指導いただければと思います。以上になります。

議 長

橋本委員さん、いいですかね。

橋本農業委員

はい、分かりました。

裏にあるんだ。細かいことが書いてある……

宇治（農政課）

そうですね。

橋本農業委員

目通さないうちに聞いたんだ、悪いけれども。

宇治（農政課）

一応裏面のほうにそういったところは禁止というふうにうたっておりますので、お願いします。

議 長

ほかに委員の皆様で何かありましたら、発言をお願いします。どうぞ、上條委員。

上條信太郎農業委員

今、スマート農業の推進、ここに書いてあるように、スマート農業というのはすごく大事なことなんですよ。ただ、今、会長が言ったように、長野市はもう1,200だか1,400万円盛ってあるって。松本はともかく遅い。この予算づけというか、旗だけ振っていて、内容が全然伴って

こない。今年、当初予算間に合うんですかね、これ。

例えば、市長もやれと言っているわけだし、本当に旗だけ振って、中身がないようなんで、ぜひとも今からでも、また補正でもいいですから、そういう予算をつけて、実態のあるもの、そういうものにしてほしいなというふうに思います。

それから、できれば当面、広く、農業全般にこのスマート農業というのは適用されると思うんですけども、当面どのようなものに対して集中的にやっていく。ここに効果が上がったものに対して集中的にという言葉があるんですけども、じゃそれは松本市の農政課なりとしてつかんでいるのかどうかって大変問題になる。

ともかく旗だけ振って、何もやらない。それ、本当に困っていますので、当初予算に市長から旗を振ったら、ちゃんと予算をつけて旗を振ってもらえないかと、それは会長のほうから強く言ってもらいたいと思います。

以上です。

議 長

全く余談の話であります。副市長さんがここ3日ばかり前に、ある議員さんに話したのは、私どもよくよく2回ほど視察いたしました。今、上田で稲作の上へ、パネルが可動式の営農型太陽光、随分やっているんですが、大体成功していて、90何%という米の収量できていて、あれがいいモデルじゃないかなというようなことを副市長さんが言ったと。

それからまた、ある市会議員さんが、トラクターを無人化するっていうことのためだけにこれを使うのかといったちょっと的外れなことを言っているというような話もあります。ぜひ農業委員会の皆さんは現場で、こういったことで、これはどうだというようなことの中で、ぜひまたご提言をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

ほかにどうですかね。

二村委員さん。

二村農業委員

すみません、この間の先月の定例会にもちょっとお話ししたんですけども、実は梓川支所にあった西部農林課がなくなって、今、3人体制みたいになったんですけども、実は西部農林課がなくなるということを全然知らなかったんですよ。JAのほうでも全く知らなくて、一般の人が何か聞きに来たということで、私、すぐ梓川支所のほうに行ったんですけども、そのときは、まだそんなことは何も教えられないというふうに言われて、そのまま農協のほうに帰って連絡しました。

私以外にも行政担当理事という方がいらして、その方もやっぱり話をされたんですけども、いろいろしっかりは教えていただけなく、その後も何も連絡もなくて、急が変わって、そのまんまになってしまったので、農協としては、本当に西部農林課とは一緒にいろいろなことをやっていて、困ることがあれば、本当全力でやっているの、分かったらJAのほうにもぜひ教えていただきたいし、どういうことがこっちでも、JAでもできるのか、またどういうことが今度できなくなるのか、ということをやったり

農協サイドでも組合員さんのほうに伝えたり、いろいろ本当に困ることがいっぱい今回出たんで、ぜひそういうところで一緒にやっていくので、ぜひ分かり次第、農協のほうにも連絡をいただきたいという話なので、よろしくお願いします。

議長 二村委員さんの今言いましたことをですね、どうだい、局長。どういう形で伝える。

二村農業委員 いろいろな方に、私も急だったもんですから、本当に飛んで歩いたんですけども、もうどこからもたらい回してみたいになっちゃって、私がやっぱりJAの立場から農業委員でやれることがあればやるんですけども、ちょっとお願いしたいということで。

議長 分かりました。

小林局長 いろいろご迷惑をおかけしているようで、申し訳ありません。
市役所内部の組織改革とはいえ、外に関係する部門については、事前に調整を図るとというのが当然のやり方なんですけれども、そういったことで、今回情報提供不足ということで、大変申し訳ありません。
この件に関しては、年度当初の挨拶回りのときに、農協のほうにもお伺いしまして、ご挨拶したときに、そういったことを直接私のほうもお聞きをしています。当然農政を担当する農政課長だったり、耕地課長のほうも聞いておりますので、そのことは認識をしておりますので、何らかの形で、また再度私のほうからも話をして、説明をするようにしたいと思いますので、よろしくお願いします。

二村農業委員 お願いします。

議長 ほかにどうですかね。

[質問、意見なし]

議長 ご意見はないようです。
以上で本日の案件は全て終了いたしました。
円滑な議事進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。
これで議長を退任をさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 小林弘也

議事録署名人 21番 波多腰哲郎

議事録署名人 22番 三村晴夫